

鳥取県告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納入させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都港区六本木六丁目10-1	インターネットを利用して納付する「鳥取県こども未来基金」への寄附金	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで